

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 23 | 障害者自立支援給付又は支援に関する事務(障害児童通所関係事務) 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、障害者自立支援給付又は支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和5年6月29日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 障害者自立支援給付の支給等に関する事務(障害児童通所関係事務) |
| ②事務の概要 | <p>児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。</p> <p>障害者自立支援給付の支給等に関する事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会④医療保険情報の照会⑤年金情報の照会 <p>特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①障害児童通所関係事務 |
| ③システムの名称 | 障害者福祉システム(児童通所サービス)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 受給者情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 8項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 實施する 2) 實施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 8,11,16,56の2,108,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子ども支援課 |
| ②所属長の役職名 | 子ども支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | さつま町役場 子ども支援課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | さつま町役場 子ども支援課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年6月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年6月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | | [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | | [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | | [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | | [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | | [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 8. 監査 | | | | | |
| 実施の有無 | | [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | | [] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------|--|--|------|------------|
| 平成30年9月1日 | 対象人数 | 平成29年9月1日 | 平成30年9月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 平成30年9月1日 | 取扱者数 | 平成29年9月1日 | 平成30年9月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 平成30年9月1日 | 所属長の役職名 | 子ども支援課長 錫治屋 勇二 | 子ども支援課長 | 事後 | 様式の変更に伴う変更 |
| 令和1年6月29日 | 対象人数 | 平成30年9月1日 | 令和1年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和1年6月29日 | 取扱者数 | 平成30年9月1日 | 令和1年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和1年6月29日 | リスク対策 | | リスク対策の評価を実施 | 事後 | 様式の変更に伴う変更 |
| 令和2年6月29日 | 対象人数 | 令和1年6月1日 | 令和2年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和2年6月29日 | 取扱者数 | 令和1年6月1日 | 令和2年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和3年6月29日 | 対象人数 | 令和2年6月1日 | 令和3年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和3年6月29日 | 取扱者数 | 令和2年6月1日 | 令和3年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和3年6月29日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | (情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 8,11,16,56の 2,108,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20 の項 | (情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 8,11,16,56の 2,108,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20 の項 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和4年6月29日 | 対象人数 | 令和3年6月1日 | 令和4年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和4年6月29日 | 取扱者数 | 令和3年6月1日 | 令和4年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和5年6月29日 | 対象人数 | 令和4年6月1日 | 令和5年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |
| 令和5年6月29日 | 取扱者数 | 令和4年6月1日 | 令和5年6月1日 | 事後 | 評価の見直しによる |